

# 令和6年度宮城県農村型地域運営組織（農村RMO）形成伴走支援業務仕様書

本仕様書は、宮城県（以下「発注者」という。）が実施する「令和6年度宮城県農村型地域運営組織（農村RMO）形成伴走支援業務」（以下「本業務」という。）を受注する者（以下「受注者」という。）の業務に係る基本的な事項を定めるものとする。

なお、詳細な仕様については、企画提案された内容を踏まえ、県と受注候補者との協議の上決定することとする。

## 1 業務の目的

高齢化や人口減少が急速に進行する農山漁村地域では、集落機能の低下が著しく進行していることから、複数の集落が多様な組織や関係者と連携し、農用地の保全管理、農産物等の地域資源を活用した農業振興、買い物や子育て支援等の生活扶助など、複数の集落機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）（以下「農村RMO」という。）の形成が急務となっている。

農林水産省の農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業のうち、農村RMOモデル形成支援では、農村RMOの形成を目指す地区等が行う、農用地保全、地域資源活用、生活支援に関する将来ビジョンの策定と、将来ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業などの取組を支援している。また、農村RMO形成伴走支援では、都道府県単位における伴走支援体制の構築を支援している。

本県では、令和6年度より、川崎町支倉地区と加美町鹿原地区が当該事業を活用して農村RMOの形成を目指しており、取組の初年度である今年度は、各地区ともに将来ビジョンの策定を行う。また、県は、各地区を伴走支援するため、関係機関の連携強化等を目的とした「みやぎ農村RMO形成推進会議」の設置などの取組を実施する。

本業務では、本県における伴走支援の一環として、農村RMOの形成を目指す地区を対象に地域が抱える課題やニーズなどの把握をした上で、必要な支援を実施するとともに、農山漁村地域にある地域運営組織等を対象として、農村RMOについて普及啓発を行うことで、本県における農村RMOの形成を推進することを目的とする。

## 2 支援対象地区（各地区の概要は別紙1及び別紙2を参照）

- (1) はせくら地区活性化推進協議会（川崎町支倉地区）
- (2) 鹿原地区コミュニティ推進協議会（加美町鹿原地区）

## 3 業務の内容

### (1) 農村RMOモデル形成支援

イ 各地区が実施する取組等に参加するなどして、月1回程度の情報収集を行い、将来ビジョンの策定や将来ビジョンに基づく取組の進捗状況、各地区が抱える課題や支援のニーズなどを把握して発注者に報告することとし、より効果的な情報収集方法やスケジュールについて提案して実施すること。

ロ 上記イで把握した各地区の課題等に対して、専門家派遣等の農村RMOの形成推進に資する支援を実施することとし、想定される支援方針について提案して実施すること。

ハ 県が設置する「みやぎ農村RMO形成推進会議」（令和6年11月、令和7年2月に開催予定）において、各地区の取組状況を報告するための資料を作成すること。

なお、作成にあたっては、発注者と内容を十分に協議すること。

(2) 農村RMOの普及啓発支援

上記2の支援対象地区のほか、県が令和5年度に実施した「みやぎ・いなか・トランスフォーメーション（MIX）推進業務」で把握した農山漁村地域にある地域運営組織等を対象として、研修会等の農村RMOの普及啓発に資する取組について提案して実施すること。

(3) 業務全体の進捗管理

受注者は、発注者に対して業務の中間報告を行うものとする。報告時期は、発注者の指示によるものとする。

(4) その他農村RMOの形成推進に向けて有効と考えられる取組

上記（1）から（3）のほか、本業務目的を達成するために、有効と考えられる独自の企画があれば提案すること。

#### 4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日まで

#### 5 委託業務の運営管理

(1) 本業務の実施に当たっては、業務全体の責任者、業務別の担当者を定め、業務実施体制を構築すること。

(2) 本業務の着手及び進行に当たっては、発注者と十分に連絡調整の上実施することとし、受注者は発注者に対し、状況に応じて業務の進捗状況を報告するとともに、必要の都度業務の推進について発注者と打合せを行うなど、業務全体を適切に管理の上、その状況等に応じて、適宜必要な措置を講じること。

#### 6 委託経費

(1) 対象とならない経費は以下のとおりとする。

イ 土地・建物を取得するための経費

ロ 施設や設備を設置または改修するための経費

ハ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費

ニ 飲食にかかる経費

ホ その他、本業務との関連が認められない経費

(2) 本業務に要する人件費（委託業務に直接従事する者の直接作業時間に対する給与その他の手当）を計上する場合は、別紙「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）」に基づき算定すること。

(3) この他、委託料に関する事項は、契約書において定める。

## 7 業務実施に当たっての留意事項

本業務の実施に当たっては、次の点に注意すること。

- (1) 受注者は、委託業務の処理について、その全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならないものとするが、業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ様式第2号「再委託承諾申請書」を発注者に提出し、発注者の承諾を得ること。
- (2) 再委託を受けることができる第三者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
  - ロ 地方自治法施行令167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - ハ 県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
  - ニ 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
  - ホ 財務状況が健全であり、年間を通じて安定した事業運営が可能なこと。
  - ヘ 県税の未納がない者であること。
  - ト 個人情報等の取扱いに関する情報セキュリティー管理体制を構築している者であること。
- (3) 環境配慮の観点から、チラシ・パンフレット等を作成する場合は、「宮城県グリーン購入の推進に関する計画」における判断基準に配慮すること。また、自動車を使用する場合は、適切な大きさの車両を使用し、効率的な運行に努めること。駐停車中の不要なアイドリング停止を徹底すること。
- (4) 業務の履行における安全、その他の規律については、関係法令を厳守すること。
- (5) 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託させた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

## 8 業務成果の取扱い

- (1) 本業務の成果物は、様式第1号「業務完了報告書」に添付して、提出すること。また、8の(2)で著作権が発注者に帰属される各種画像データ及び製作したデザインデータ等の制作物の電子データも提出すること。
- (2) 本業務の業務成果（本業務で撮影した各種素材画像データ及び製作したデザインデータ等の制作物の著作権も含む）は発注者に帰属するものとし、発注者は、本業務の成果物を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
- (3) 成果物の権利等について
  - イ 制作物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

- ロ 人物を採用する場合は、肖像権の侵害が生じないようにすること。
  - ハ 制作物について、発注者に対し受注者は著作権者人格権の行使を行わないものとする。
  - ニ 受注者は、本業務において撮影した各種素材画像データ及び制作したデザインデータ等の制作物について、いかなる部分も第三者が著作権やその他の知的財産権侵害を主張していないことを発注者に保証し、第三者から成果品に関して知的財産権侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。
- (4) 本業務に伴い入手した個人情報に関するものは、外部記憶装置（CD-R又はUSB）に保存した上ですべて発注者に提出すること。

## 9 その他

- (1) 本業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず、決して第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本事業は、農林水産省の農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業として実施するため、事務手続き等は本仕様書のほか、同事業の各関連要綱等によることとする。
- (3) 業務の目的を達成するために、発注者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行うことができるものとし、受注者はこの指示に従うこと。
- (4) 個人情報の取扱いについては、別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- (5) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な業務が生じたとき又は業務内容を変更する必要があるときは、発注者と協議の上、対応すること。
- (6) 事業実施に当たっては、発注者と随時事前に協議すること。また、本仕様書に疑義が生じた事項については、その都度発注者と協議すること。

### 【仕様書関連資料】

<input type="checkbox"/> 別紙1 「はせくら地区活性化推進協議会」
<input type="checkbox"/> 別紙2 「鹿原地区コミュニティ推進協議会」
<input type="checkbox"/> 様式第1号 業務完了報告書
<input type="checkbox"/> 様式第2号 再委託承諾申請書
<input type="checkbox"/> 別記 個人情報取扱特記事項
<input type="checkbox"/> 別添 補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について